

写

帯介護第3079号
令和2年3月13日

各事業所 管理者 様

帯広市長 米沢 則寿
(公印省略、保健福祉部介護保険課担当)

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）

日頃より、本市における介護保険制度の円滑な運営にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件については、令和2年2月18日付 厚生労働省老健局老人保健課発通知「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（別紙）において、取扱いについて示されているところです。

つきましては、本市における取扱いについて下記のとおり通知します。介護サービス利用者等の被保険者証をご確認いただき、更新申請が必要となる場合には、認定調査の可否等について把握のうえ、適切に対応されますようお願いいたします。

記

1 臨時的取扱いの内容

更新申請の場合に限り、新型コロナウイルス感染症防止措置を講じたことにより、認定調査が実施困難となった場合に、現在有効期間中の要介護（支援）認定を12カ月延長するもの。

2 臨時的取扱いの対象条件

以下のいずれかの理由により、被保険者の認定調査が実施できない場合を対象とします。

- (1) 被保険者が介護保険施設や病院等に入所しており、面会を禁止する等の新型コロナウイルス感染症防止措置が講じられていること。
 - (2) 被保険者が高熱等の体調不良を訴え、認定調査に臨むことができる状態にないこと。
 - (3) 被保険者が新型コロナウイルス感染症防止のため、他者との接触を控える意向を示していること。
 - (4) その他、認定調査が実施できないことがやむを得ないと認められる理由があること。
- ※ 具体的な理由をお知らせください。

3 手続き

(1) 申請前

要介護（要支援）更新認定申請書を提出する際に、介護保険課窓口や電話などで臨時的取扱いを受けたい旨とその理由を申出してください。

(2) 申請後

要介護（要支援）更新認定申請書を提出後に被保険者の体調や調査先の状況が変わるなどした場合、介護保険課窓口や電話などで臨時的取扱いを受ける必要が生じた旨とその理由を申出してください。

4 対象となる申請期間

令和2年2月18日以降、帯広市に要介護（要支援）更新認定申請書を提出したものを対象とします。

なお、本取扱いを終了する日については、国からの通知等の内容を踏まえ、別途通知します。

5 その他

延長後の認定有効期間内における区分変更申請等を妨げるものではありません。

（担当）

帯広市保健福祉部介護保険課

認定給付係 柴田

連絡先：0155-65-4151